

商業・集客施設等での子ども短時間預かりモデル実施事業の 業務委託に係る企画提案書審査基準

(ア) 書類審査（一次審査）を行う場合の評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点 (最低水準点)
書類審査	実施体制・スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 本業務が遂行可能な人員が確保されており、県や関係者等と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。 従事するスタッフは、十分かつ有効な専門性等を有しているか。 実施に向けたスケジュールに無理がなく、準備・手配等は効率的なものであるか。 受託者による実施体制又は関係機関との協力体制が確保されているか。 	15点 (6点)
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 預かり実施予定施設や体制など詳細な提案がされているか。 本事業の趣旨に沿った、夫婦の利用に魅力を感じられる施設が選定されているか。また、預かり時に子どもが楽しむことができるような工夫がなされているか。 対象者に確実にアプローチできる効果的な広報について詳細な提案がされているか。 	15点 (6点)
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体等からの同種又は類似事業の受託実績等を有し、業務の確実な履行が期待できるか。 	5点 (2点)
	見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。 	5点 (2点)
合計			40点

(イ) プレゼンテーション審査の評価項目

プレゼンテーション審査	実施体制・スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 本業務が遂行可能な人員が確保されており、県や関係者等と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。 従事するスタッフは、十分かつ有効な専門性等を有しているか。 実施に向けたスケジュールに無理がなく、準備・手配等は効率的なものであるか。 受託者による実施体制又は関係機関との協力体制が確保されているか。 	15点 (6点)
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方公共団体等からの同種又は類似事業の受託実績等を有し、業務の確実な履行が期待できるか。 	5点 (2点)
	見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的、内容を踏まえた適切な経費が計上されているか。 	5点 (2点)
	全般	<ul style="list-style-type: none"> 本県の置かれている現状や、事業の必要性、目的を十分に理解し、仕様書の内容を的確に踏まえた企画となっているか。 	10点 (4点)
	短時間預かり施設等の提案に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 地域（東予、中予、南予）や実施時期について、偏りが無いような提案となっているか。 預かり利用者のニーズを広く把握できるような、多様で魅力的な施設が実施予定会場として提案されているか。 預かりの定員等について、会場の面積等を考慮した適切な人数での実施予定となっているか。 預かり会場の安全措置等について、適切に実施できることを確認できているか。 預かり利用者以外へのPRや外の視線が気にならないような工夫など、会場設営に関する工夫が提案されているか。 	20点 (8点)

	短時間預かりの企画・提案に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預かりの時間や利用枠の予定について、具体的な提案となっているか。 ・ 全ての預かり会場・日程について、保育士の人数や預かり従事者の保有資格などについて、適切かつ十分な人員配置が見込まれているか。 ・ その他預かりを安心・安全に実施するための管理体制（保護者への連絡や非常時のマニュアル整備など）となっているか。 ・ 預かり時に子どもが楽しむことができるような工夫がなされているか。 ・ 予約申込の受付などについて、利用者が使いやすい仕組みとなっているか。 	35点 (14点)
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力的なコンセプト（事業名等）の提案がされているか。 ・ 対象者に確実にアプローチできる効果的な広報手段について詳細な提案がされているか。 	10点 (4点)
合計			100点

評価基準／配点	35点	20点	15点	10点	5点
特に優れている	35点	20点	15点	10点	5点
優れている	28点	16点	12点	8点	4点
普通	21点	12点	9点	6点	3点
やや劣る	14点	8点	6点	4点	2点
劣る	7点	4点	3点	2点	1点

【最低水準点】各評価項目のいずれも、各審査員の評価点の平均点が、最低水準点（4割）以上であること。

※なお、参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた区分において各審査員の評価点の平均が最低水準点（4割）以上を満たすとともに、各審査員の合計点の平均が6割以上であれば、契約候補者として特定する。